

よくあるご質問

- Q** 部活動中や休日のケガも請求できるの？
- A** **学校内外**を問わず365日24時間補償いたしますので、ご請求いただけます。
- Q** 個人賠償責任補償は具体的にどのような場合が対象となるの？
- A** スポーツ中^{*1}や自転車に乗っている際に他人にケガをさせた場合や、買い物に行った際、誤って商品を落として壊してしまった場合等に保険金をお支払いいたします。
- *1 同じスポーツをしているプレイヤー間の事故によるケガは法律上の損害賠償責任が発生せず、保険金支払いの対象外となる場合があります。
- Q** 個人賠償責任補償は家族全員が対象ってどういうこと？
- A** お子様のご家族やペットが起こした賠償事故にも対応できます。
- Q** ケガをしたり事故が起きた場合はどこに連絡すれば良いの？
- A** 下記「東京海上日動安心110番」までご連絡ください。(受付時間365日24時間)

東京海上日動安心110番（事故受付センター）

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも「東京海上日動安心110番」へ
 ※事故の受付・ご相談のみ承ります。事故以外のお問い合わせは下記取扱代理店までご連絡ください。

 **0120-720-110** 受付時間：24時間365日
携帯・PHS OK

NEW 手続き方法① アプリから受付可能

事故受付 **モバイルエージェント**
 スマートフォンでアプリをインストールし、マイページIDを作成してください。
 事故受付以外に…
 ●保険の管理が可能
 ●GPSで位置情報の通知が可能
 ●事故対応の状況がわかる

or

手続き方法② スマホからも受付可能

加入者票に印字されているQRコードから請求可能です。

お問い合わせ・プラン、住所等の内容変更・解約のご連絡先(取扱代理店)

株式会社 **アークスリー・インターナショナル**
 〒530-0001 大阪市北区梅田2-2-2 ヒルトンプラザウエスト9階
<https://www.arc3.co.jp>

TEL.06-6347-7990
 (営業時間…平日10:00～17:00)

引受保険会社(幹事保険会社)

東京海上日動火災保険株式会社
 担当課:奈良支店
 〒630-8115 奈良市大宮町6丁目2-19
 (奈良東京海上日動ビル)

TEL.0742-35-8501
 (営業時間…平日9:00～17:00)

2021年2月作成 20-T05895



令和3年度版 園児・児童・生徒の保護者の皆様へ

奈良市PTA連合会 園児・児童・生徒24時間総合保障制度

(団体総合生活保険)

この保障制度はお子様を学内外24時間お守りします!!
 保険期間▶令和3年6月1日午後4時～令和4年6月1日午後4時

保険料が 約24% 割引
団体割引20% 損害率による割引15%適用
 1ヶ月あたり **500円**
(年間保険料6,000円のタイプ)

ケガによる 死亡・後遺障害

ケガによる 入院・通院・手術

示談交渉サービス付き
 自転車事故など 高額な賠償へ対応

携行している 身の回り品の補償

Sプラン 賠償責任補償無制限(国内)

賠償責任

特定感染症・熱中症の補償

扶養者に万一のことがあった場合の補償

新型コロナウイルス感染症も補償

※新型コロナウイルス感染症の補償は特定感染症の対象となります(2020年12月現在)。
 ※新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが見直された際には補償対象外となる可能性がございます。予めご了承ください。

今年度より スマホ、PCから簡単に加入申込ができます!

お好きな時間に申込手続きが可能です。お手続きの詳細は、パンフレット3ページをご参照ください。

加入申込締切日：令和3年5月31日(月)

※このパンフレットは新たにご加入される方用です。

補償のご説明



園児・児童・生徒24時間総合保障制度では、これらの補償でお子様の「毎日」をお守りします。

個人賠償責任補償

加害事故を起こしたときの補償

奈良県自転車条例にも対応

お子様本人だけでなく、ご家族の方も対象です。

示談交渉サービス付き

自転車で行く、通行人にぶつかってケガをさせてしまった。



飼い犬が他人にかみついたケガをさせた

日常生活において偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、**法律上の損害賠償責任を負った場合に**保険金をお支払いします。賠償責任については日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

*1 携帯電話、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含まれません。
※自動車およびバイク(原動機付自転車を含む)での事故は補償対象外となります。

●小学生が加害者となってしまった自転車事故高額賠償保険金事故例

賠償金額	加害者	状況
9,521万円	小学5年生 男児	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決)

補償額が無制限(国内)のSプランならさらに安心

携行品補償

Sプランのみ対象

旅行中、誤ってカメラを落として壊してしまった。

国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険をお支払いします。

※自転車、サーフボード、携帯電話、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品や設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。

天災危険補償

(日本国内・国外とも補償)

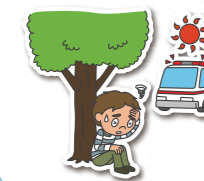


地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も傷害保険金をお支払いします。

地震によって家具が倒れ、ケガを負ってしまった。

熱中症の補償

Dプランは対象外



熱中症(日射または熱射による身体の障害)になった場合に保険金をお支払いします。

屋外イベントに参加中、熱中症で病院に運ばれた。

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

傷害補償

24時間いつでもどこでも急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償

クラブ活動中にケガをした。
自転車運転中にケガをした。



●校内・通学途中、クラブ活動、旅行、レジャー等でお子様本人の急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償します。(国内外を問いません。)
●入院・通院は1日目から保険金をお支払いします。ケガによる死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いします。
●手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。

特定感染症の補償

新型コロナウイルス感染症も補償します

Dプランは対象外

O-157等の特定感染症を発病した場合の補償

O-157に感染した。



●保険金お支払いの対象となる特定感染症の種類については「補償の概要等」をご覧ください。
●傷害補償基本特約のうちの死亡保険金、手術保険金を除く、後遺障害保険金・入院保険金・通院保険金のみお支払いします。
●初年度契約の場合には、保険責任開始日からその日を含めて10日以内の発病には保険金をお支払いできません。
※地震もしくは噴火またはこれらによる津波により発病した特定感染症については、補償の対象となりません。

育英費用補償

ケガで扶養者にもしものことがあったときの補償



扶養者がケガによる重度後遺障害を被った

扶養者が急激かつ偶然な外来事故(ケガ)により死亡されたり、重度後遺障害を被った場合に育英費用保険金として保険金額の全額をお支払いします。
※あらかじめ、扶養者の方を指定していただきます。

保険金額 ・ 保険料表

補償固定プラン



奈良市PTA連合会の
スケールメリット

団体割引20%・損害率による割引5%適用により、

約**24%**保険料が割安!

おすすめ!

ご加入プラン	Sプラン	Aプラン	Bプラン	Cプラン	Dプラン	
割引適用前の保険料	16,940円	14,510円	11,870円	9,230円	6,570円	
保険料 1年間分	14,000円	12,000円	10,000円	8,000円	6,000円	
※上記割引適用後の保険料に、制度維持費140円が加算されます。						
賠償 費用 ケガ 財産	個人賠償責任補償*1 お子様もご家族も対象	国内: 無制限	国内: 1億円	国内: 1億円	国内: 1億円	国内: 1億円
		国外: 1億円	国外: 1億円	国外: 1億円	国外: 1億円	国外: 1億円
	ご兄弟でご加入する場合、補償の重複には十分にご注意ください。					
	育英費用	100万円	60万円	60万円	60万円	40万円
	死亡・後遺障害	90万円	77万円	66万円	52万円	34万円
	入院保険金(日額)	3,200円	3,400円	2,700円	2,400円	1,400円
	通院保険金(日額)	2,300円	2,000円	1,600円	1,100円	1,000円
	手術保険金*2	入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)				
	特定感染症	○	○	○	○	×
	熱中症	○	○	○	○	×
天災危険補償	○	○	○	○	○	
携行品損害 (免責金額(免責自己負担額):5千円)	10万円	×				

※上記保険料は職種別Aの方を対象としたものです。

お子様(被保険者-保険の対象となる方)が、アルバイト等で継続的に以下の6業種(※)のいずれかに従事される場合は、職種別Bとなり保険料が異なります。お問い合わせ先まで必ずご連絡ください(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。)

(※)「自動車運転者」、「建設作業」、「農林業作業」、「漁業作業」、「採鉱・採石作業」、「木・竹・草・つる製品製造業者」

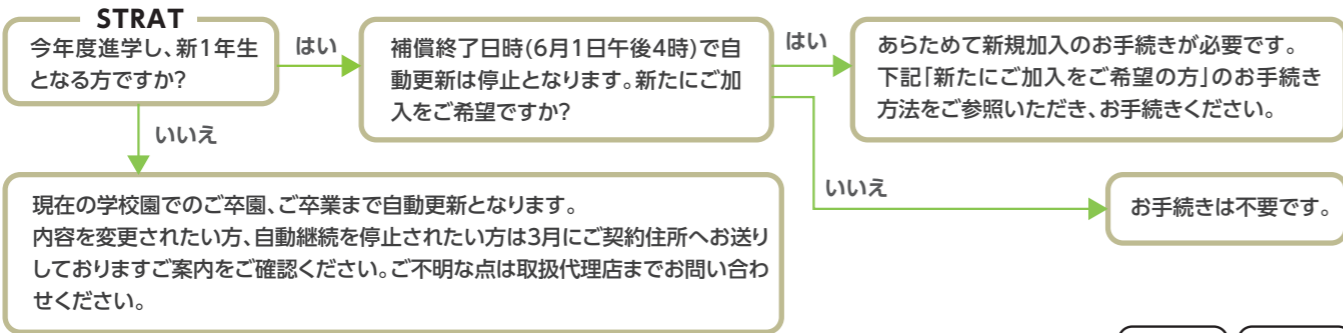
*1 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。

*2 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

お手続き方法



▶現在ご加入されている方



▶新たにご加入をご希望の方

スマホ、PCから簡単に加入申込ができます！

お好きな時間に申込お手続きが可能です。

※PCからの場合は、<http://ezoo.jp/ds4/A0043222106> (5/31まで)
<http://ezoo.jp/ds4/A00432221062102> (6/1から)よりアクセスしてください。朝6:00～翌朝4:00がお手続き可能時間となります。

5/31までのお申込はこちら
6/1からの途中加入はこちら

ご加入までの流れ

STEP 1 ▶ トップ画面

2 ページより、ご希望のプランをお選びいただき、ご希望のプランのお手続きサイトにアクセスしてください。



お手続きはこちらからをクリック。

STEP 2 ▶ 保護者・扶養者(加入者)情報の入力



- 1 保護者・扶養者(加入者)情報を入力願います。
- 2 保護者・扶養者(加入者)から見た続柄をご選択願います。
・加入者が父母の場合 →【子】をご選択願います。
・加入者が祖父母の場合 →【同居の孫】をご選択願います。
- 3 学生・生徒・児童(被保険者)情報を入力願います。
- 4 学生・生徒・児童(被保険者)のご職業【学生】をご選択願います。
- 5 【次へ進む】をクリック

STEP 3 ▶ 補償の選択



加入を検討するをクリック。

STEP 4 ▶ 保険の対象となる方(被保険者)情報の入力



- 1 ご職業に【学生】が選択されていることをご確認ください。
- 2 【次へ進む】をクリック。

STEP 5 ▶ ご加入されるタイプの選択



- 1 ご加入されるタイプを選択し【選択する】をクリック。
- 2 ご加入されるタイプが正しく選択されているかをご確認いただき【確定する】をクリック。

【ご注意】口座からお引き落しさせていただく掛金には、各タイプの下に表示されている保険料に制度維持費が付加されます。

STEP 6



1 補償を確定して次へ進むをクリック。

▶ ご注意 今年度から新たに兄弟姉妹でご加入される場合

- 卒業予定年が一番近いお子様を1人目としてご入力願います。
(例1) 兄:小学校6年生、弟:小学校3年生 → 1人目は兄
(例2) 姉:中学校1年生、妹:小学校6年生 → 1人目は妹
- 被保険者を追加をクリックし2人目のお子様の学生・生徒・児童(被保険者)情報をご入力のうえ、ご加入されるタイプをご選択願います。
③～⑤と同じお手続きとなります。
- ※ 誤ってお子様一人のみを登録してお申込を完了された場合、次のお子様をお申込される場合、最初のお子様の登録の際ご使用されたメールアドレスをご使用できません。別のメールアドレスが必要(最初にお子様のメールアドレスをご使用された場合、お二人目はお母様のメールアドレスを使用等)となりますのでご注意ください。

STEP 7

▶ 加入のお申し込みをされるお客様(加入者)情報の入力
ご住所、メールアドレス、連絡先を入力願います。

STEP 8

▶ 学校コードの入力



- 1 お子様の学校の「学校コード」を別紙からご確認の上ご入力ください。
学校コードがない場合は、ご加入になれません。ご不明な点は取扱代理店までお問い合わせください。
【ご注意】兄弟姉妹で一括してご加入される場合は全てのお子様の学校コードで学校名をご入力願います。
- 2 【ご注意】兄弟姉妹で一括してご加入される場合、卒業予定年次はお1人目のお子様(卒業予定年が一番近いお子)の卒業予定年をご入力願います。

STEP 9

▶ 保険の対象となる方(被保険者)情報の入力
他の保険契約、学校区分、住所区分を選択願います。

STEP 10

▶ 被保険者の扶養者の入力



- 被保険者(お子様)から見た扶養者をご選択願います。
- ・ お子様の扶養者が父母の場合 →【父母】をご選択願います。
 - ・ お子様の扶養者が祖父母の場合 →【祖父母】をご選択願います。
 - ・ お子様の扶養者がその他の場合 →【その他(親族)】をご選択願います。
- 扶養者の名前、住所をご確認のうえ、【次へ進む】をクリック。

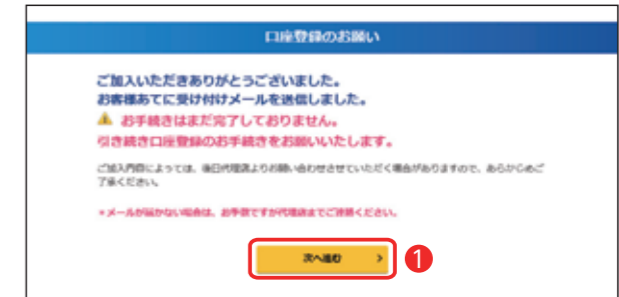
STEP 11

▶ ご加入内容の確認

お手続き内容をご確認いただき、間違いが無ければ【内容を確定する】をクリック。そして、【重要事項説明書を表示】をクリックし、ご確認ご同意のうえ、ご加入される場合は【加入する】をクリック。

STEP 12

▶ 口座を登録する



- 1 お手続きが完了すると、「受付完了メール」が自動で送信されます。口座振替の登録手続き画面に進み、【次へ進む】をクリック。



- 2 ご利用になる金融機関をご選択願います。



- 3 引落口座の情報を入力し【金融機関へ】をクリック。金融機関サイトの登録を確定します。



- 4 口座情報の登録をもってお手続きは完了です。

令和3年度契約について



保険期間 ▶ 令和3年6月1日午後4時 ~ 令和4年6月1日午後4時 まで

保険料および制度維持費140円は、ご指定の引落口座より8月27日(金)に引き落としさせていただきます。

※引落口座の通帳には「MBS・PTAホケンリョウ」と表示されます。

※万一、引落日に年間保険料が引落不能の場合には、9月27日(月)に再度引落しさせていただきます。

※9月27日(月)も引落不能となった場合は、補償開始日に遡り、補償が無効となりますので、ご注意ください。

加入者証は6月下旬から順次お送りいたします。

加入者証が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。

●ご加入内容に関する大切なお知らせ

この保険は、奈良市PTA連合会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として奈良市PTA連合会が有します。現在ご加入の方につきましては、表紙記載のお申込締切日までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

●中途加入

保険期間の途中でご加入いただくことも可能です。毎月末日までにお手続きが完了した場合、翌月1日から補償が開始されます。保険料は、補償開始月の翌月の27日にご指定の口座より引落しさせていただきます。保険料は、取扱代理店にお問い合わせください。

●翌年度更新時の取扱い

令和4年3月にご案内をお送りいたします。今年度と同じタイプで更新をご希望する場合であっても、商品改定等により補償内容や保険料が変わることがありますので、よくご確認ください。

▶ 保険の対象となる方 保険の対象となる方は、それぞれの補償について、本人型、家族型のいずれかになります。

	ごども傷害補償・携行品		個人賠償責任	
	(本人型)		(家族型)	
ご本人*1	○		○	
ご本人*1の配偶者	-		○	
ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の同居のご親族	-		○	
ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の別居の未婚のお子様	-		○	

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任については、ご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含まれます(代理監督義務者については、ご本人*1に関する事故に限ります。)。また、ご本人*1以外の上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(責任無能力者の配偶者または親族に限ります。)も保険の対象となる方に含まれます(責任無能力者に関する事故に限ります。)。

*1 奈良市PTA連合会加盟のごども園・幼稚園・小学校・中学校・一条高等学校に在籍する園児・児童・生徒(入園、入学手続きを終えた方を含みます。)の方で、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

- (1) 配偶者: 法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚約とは異なります。)にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、以下の要件をすべて満たすこと。
 - a. 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)。 b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
- (2) 親 族: 6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)
- (3) 未 婚: これまでに婚姻歴がないことをいいます。

※育英費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり(保険の対象となる方が成年に達した場合はこの限りではありません。)、かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

このご案内は団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

サービスのご案内



「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ! 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1
24時間365日



0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただけます。

介護アシスト

自動セット

お電話にて高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間: いずれも土日祝日、年末年始を除く

・電話介護相談 : 9:00~17:00
・各種サービス優待紹介 : 9:00~17:00



0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。
[ホームページアドレス]
www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*1

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といった高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答 結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただけます。

デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

受付時間: いずれも土日祝日、年末年始を除く

・法律相談: 10:00~18:00 ・社会保険に関する相談 : 10:00~18:00
・税務相談: 14:00~16:00 ・暮らしの情報提供 : 10:00~16:00



0120-285-110



法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
[ホームページアドレス]
www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください (各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に到るまで保険契約が継続している場合に限り、かつ、ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。))とし、サービス対象者からの直接の相談に限り、かつ、一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
- *2 6親等以内の血族・3親等以内の姻族をいいます。